

★今号のTOPIC★ 相続シリーズ④ 相続放棄について

タスクニュースレターの相続シリーズ4回目のテーマは「相続放棄」です。
聞いたことはあるけれど詳しい意味はわからない。そんな言葉ではないでしょうか。
しかし、相続が発生したときには必ず知っておくべき制度なので、ぜひチェックしてくださいね！



【「相続放棄」とは？】

相続が起こると、相続人は被相続人の財産を相続することになります。しかし、「財産」といってもプラスの財産ばかりではありません。マイナスの財産(=「債務」)がプラスの財産(=「資産」)を超える場合には、相続を受けると相続人は損をしてしまいます。

こういった場合に、財産を一切相続しないという選択をすることができます。これを「相続放棄」といいます。
ただし、財産の一部のみを放棄することはできません!(Ex.「借金と不動産は放棄するけど現預金は相続したい」は×)

【相続放棄の効果】

相続放棄をすると初めから相続人とならなかったものとみなされるため、放棄をした相続人は、自己が相続すべき全ての財産について相続権を失います。

その結果、

①同順位の相続人がいる場合、放棄をした相続人に相続されるはずだった相続分は他の相続人に帰属します。

Ex.被相続人甲に妻A、子B,C,Dがいて、子Bが相続放棄をした場合

〔放棄前法定相続分〕A 1/2 B 1/6 C 1/6 D 1/6 →〔放棄後法定相続分〕A 1/2 C 1/4 D 1/4

②同順位の相続人が他にいない場合、相続財産は後順位相続人に相続されます。

Ex.被相続人甲に妻A、子B,C,D、父Eがいて、子B,C,Dが相続放棄をした場合

〔放棄前法定相続分〕A 1/2 B 1/6 C 1/6 D 1/6 →〔放棄後法定相続分〕A 2/3 E 1/3

※相続の順位、法定相続分については、Vol.7『相続人と法定相続分』をご参照ください。



【相続放棄をするには？】

相続放棄を行うには、放棄を行う相続人が、熟慮期間中(被相続人が死亡したこと、および、自己がその相続人となったことを知ってから3か月以内)に、被相続人の住所を管轄する家庭裁判所に「相続放棄の申述書」を添付書類と共に提出します。

※相続放棄者が未成年の場合には、その親権者が行う必要があります。

【相続放棄に似た制度『限定承認』】

「限定承認」とは、プラスの財産の範囲内でのみマイナスの財産を相続することができる制度です。

例えば、プラスの財産が800万円、マイナスの財産が1000万円であった場合に限定承認を行うと、プラスの財産800万円を相続した上で、マイナスの財産はプラスの財産の額である800万円のみを相続し、200万円は免除されます。財産のすべてを放棄しなければならない相続放棄とは異なり、資産を相続したうえで、債務の一部につき免除される可能性が生じます。

限定承認は

- ・相続時、プラスとマイナスの財産のうちどちらが多いかわからない
 - ・マイナスの財産が多いが、持ち家等手放すことのできない財産がある
- といった場合に選択されます。

限定承認は、各相続人が単独でできる相続放棄と異なり、相続人全員で行う必要があります。また、相続放棄と同様、熟慮期間中に手続きを行うことが必要です。

【こんな時には相続放棄ができない!?!】

相続放棄は、上述のとおり、熟慮期間中に管轄家庭裁判所へその申述をすることでできますが、一定の条件を満たしてしまうと放棄をすることができなくなります。これを「法定単純承認」といいます。

単純承認とは、相続人が自己の相続について承認する=相続放棄・限定承認はしないという意思表示ですが、この承認と類似する行動である「相続財産の全部または一部を処分した」という場合には、単純承認をしたとみなされ、相続放棄・限定承認を行うことができなくなることが法律により定められています。

〔法定単純承認となる行為の例〕

- ・熟慮期間中に相続放棄の申述をしないとき
- ・相続人間で遺産分割協議を行ったとき
- ・相続財産である不動産・動産・その他の財産を第三者に譲渡したとき

※いずれの場合も例外あり



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク司法書士法人までお問合せください!

次号の予告TOPIC「医療法人の定時社員総会について」